

News Letter

本号の掲載記事

- トピック会社法務「本年6月総会の動向について」 弁護士 松尾洋輔
- トピック表示法制「食品添加物の不使用に関するガイドライン」 弁護士 高橋誉幸
- トピック独禁法「転嫁円滑化施策パッケージ」と公正取引委員会の対応 弁護士 富山聡子
- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
「第10回 事業担保権の導入 / 事業担保権の対抗要件」 弁護士 野村祥子 弁護士 腰田将也
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

トピック 会社法務

本年6月総会の動向について



弁護士 松尾 洋輔

本年6月株主総会シーズンが来月に迫っていますが、関係者の皆様におかれましてはご準備に余念のないことと思います。

コーポレート・ガバナンスの深化や COVID-19 などの影響もあり、株主総会実務には年々変化がみられるところですが、本年の6月総会ではどうでしょうか。2022年4月25日、東京証券取引所（東証）が本年6月開催の定時株主総会に関する調査結果（東証調査）を公表しましたのでご紹介いたします¹。

東証調査では、以下のとおり、本年6月総会の①集中日開催の状況、②招集通知の早期ウェブ開示・早期発送の状況、③議決権の電子行使の状況、④英文招集通知の提供状況、⑤バーチャル総会の開催予定についてアンケート結果²が集計されています。

1 定時株主総会集中日

(1) 2022年6月総会の開催日の集中状況

「集中日」とは、株主総会の開催日が集中する日を指しますが、本年は、6月29日水曜日が第1集中日にあたります（集中日が決まる仕組みは（2）をご覧ください。）。

かつては総会屋対策として、できるだけ他社と同じ日に定時株主総会を開催し、総会屋に狙われにくくするという発想

から、集中日開催がまさに「集中」していました。

東証調査によれば、本年6月29日の集中率は25.7%と前年（27.3%）を下回っており、1983年の集計開始以来最も低い水準を更新する見込みとなっています（ピークは1995年の96.2%）。

総会屋が勢いを失う一方、株主総会を株主との重要な対話の場ととらえる会社が増加していることの現れといえますが、本年は、6月24日（最終週の前週の金曜日）と6月28日（最終週の火曜日）に分散したことも影響しているようです。

(2) 「集中日」が決まる仕組み

3月期決算会社を前提に、集中日が決まる仕組みを説明します。

まず、会社法上、会社は、毎事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を招集しなければなりません（会社296 I）。

また、会社は、基準日を定め、基準日時点で株主名簿に記載又は記録されている株主を株主総会で権利を行使できる者とするのができ（会社124 I）、基準日を定めた場合は、議決権を含む株主の権利は、基準日の3か月以内に行使させる必要があります（会社124 II）。

基準日は任意に設定可能ですが、定時株主総会は当事業年度の事業の成果について報告を行う場であるため、当事業年

度末日時点の株主が参加して議決権を行使し、配当も受領すべきという一般的な意識があります。その結果、基準日を事業年度末日（3月31日）とする旨定款で定めておくのが一般となっています（上場企業において広く参照されている全国株懇連合（全株懇）の定款モデルでも「定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。」「当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。」という条項が置かれています。）

そのため、事業年度末日（3月31日）から3か月以内（6月30日まで）に株主総会を開催することになります。

さらに、上場企業では、「当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し」と定める全株懇定款モデル12条にならない、定時株主総会を毎年6月に招集する旨を定款に定めていることが多く、その場合は、基準日とは関係なく6月に開催しなければなりません（事業年度末時点の株主を定時株主総会に参加させるべしという思想は、基準日設定と共通しています。）。

このように、4月から翌年3月を事業年度とする日本独自の慣行と、事業年度末日の株主に権利行使をさせたいという思想及びこれを反映した定款規定が組み合わさった結果が6月に定時株主総会を開催するという実務を生んでいます。

そして、6月の最終週に開催日が集中するのは、招集通知発送までの準備作業・手続きに時間を要するためです。すなわち、招集通知は、株主総会の日の2週間前までに発する必要がある（会社299）ところ、それまでに、狭義の招集通知、参考書類、事業報告・計算書類・連結計算書類、監査報告、会計監査報告が確定していることが必要です。そのためには、監査の終わった事業報告・計算書類・連結計算書類を取締役会（通常は5月上旬～中旬に開催される決算取締役会）で承認しなければなりませんし、取締役会に付議する事業報告・計算書類の作成にも、会計監査人・監査役等による監査等にも一定の時間を要します（もともと、近年では、業務効率の改善などでリードタイムの短縮が可能となっており、6月中旬開催の例も増えてきました。）。

6月最終週のうち、第1集中日となるのは、月曜日ではなく、かつ、最終営業日ではない日です。

これは、議決権集計や会場設営・リハーサルの都合上、総会前日に営業日を確保しておきたいという思惑や、株主総会を終えた後に配当の手続き、税務申告書（会計監査人設置会社の法人税申告期限は法人税法75条の2により期末から3か月以内）や有価証券報告書³の提出作業のための営業日を確保したいという思惑によるところが大きいとされています。

2 招集通知の早期ウェブ開示・早期発送

コーポレートガバナンス・コード（CGコード）補充原則

1-2②は、「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。」と規定しています。

東証調査によれば、招集通知のTDnetにおける公表を総会開催日の3週間（中15営業日）以上前に行う会社は、76.8%と過去最高水準を更新する見込みであり、前記補充原則のコンプライが浸透していることがうかがわれます。

令和元年改正会社法により導入された電子提供制度では、原則として株主総会の日の3週間前までに株主総会参考書類等をウェブサイトに掲載する方法で株主に提供することが求められます。大部の招集通知の印刷・郵送のリードタイムが不要になるとはいえ、現在まだ3週間を切って発送している会社は総会準備フローの見直しが必要になると考えられます。

令和元年改正会社法の施行日は2022年9月1日であり、施行日から6か月以内の日を開催日とする株主総会についてはなお従前の例によることとされていますので、2023年3月総会から電子提供制度の適用が開始されることとなります。

3 議決権の電子行使の状況

1990年代以降、株式市場においては株式の持合い解消が急速に進む一方で非居住者投資家や年金基金・投資信託等の機関投資家の持株比率が増加し、こうした投資家が自らの権利を適確に行使できる環境を整備する必要性が高まったことを受け、東京証券取引所は、米国Broadridge社との合弁で立ち上げた株式会社ICJを通じて、「議決権電子行使プラットフォーム」を2005年から運営しています。

CGコード補充原則1-2④後段は、「特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。」と規定しています。

東証調査によれば、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用するプライム市場上場会社は92.5%と、昨年（市場第一部上場会社）と比べて32.2ポイント増加する見込みとなっています⁴。一方、スタンダード市場では8.4%（前年+6.3ポイント）、グロース市場では6.9%（前年+5.3ポイント）と、プライム市場以外ではまだまだ利用は低調です。

また、個人投資家向けにインターネットによる議決行使を可能とする会社は、プライム市場上場会社で96.5%（前年+12.8ポイント）、全上場会社で76.5%（前年+10.7ポイント）とこちらも利用が進んでいます。

4 英文招集通知の提供状況

CGコード補充原則3-1②は「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。」と規定しています。

東証調査によれば、招集通知本文及び株主総会参考書類の英訳を提供予定のプライム市場上場会社は、91.8%と昨年(市場第一部上場会社)と比べて29.9ポイント増加見込みとなっており、事業報告及び計算書類を含む招集通知のすべての英訳を提供予定のプライム市場上場会社は、24.1%と、昨年と比べて6.3ポイント増加見込みとなっています。

一部上場会社でも、まだまだ外国人株主比率が低いからという理由で英訳対応を進めていなかった会社も少なくなかったと思われるが、特にプライム市場を選択した会社において、急激に対応が進んでいる様子がうかがえます。

5 バーチャル総会の開催予定

東証調査によれば、バーチャル総会の開催を予定している会社は18.7%と、昨年と比べて4.1ポイント増加する見込みとなっています。

バーチャル総会には、実出席総会とバーチャル方式をミックスし、バーチャル参加株主には議決権行使を認めない「ハイブリッド参加型」、バーチャル参加株主にも議決権行使を認める「ハイブリッド出席型」、実出席総会を開催しない「バーチャルオンリー型」の区分がありますが、前記18.7%の内数をみると、ハイブリッド参加型が17.4%(296社)、ハイブリッド出席型が1.2%(21社)、バーチャルオンリー型が0.2%(3社)となっています。

ハイブリッド出席型を採用した会社名を眺めてみると、ソフトバンク、ソフトバンクグループ、さくらインターネット、デジタルアーツなど、IT系企業も目につきますが、IT系以外でも、アステラス製薬、オリンパスなど、コーポレートガバナンスの取り組みに一定の評価のある企業が含まれていることがわかります。

また、バーチャルオンリー型を採用したのは、うるる(SaaS事業等。グロース市場)、アルビ(住宅ローン専門金融。プライム市場)、グローム・ホールディングス(医療関連事業等。グロース市場)の3社であり、必ずしも規模の大きな企業というわけではありません。

バーチャルオンリー型株主総会には、会場準備コスト削減などのメリットや、総会アクセス面での株主のメリットがあるのみならず、運営方法によっては、会社と株主の意思疎通がよ

り促進される可能性もあります。また、まだまだ終息を見ないCOVID-19対応にも効果があると見込まれます。上記3社の意欲的な取り組みがバーチャルオンリー型普及の嚆矢となることを期待します。

一足飛びにバーチャルオンリー型とは行かずとも、ハイブリッド型、とりわけハイブリッド参加型については導入を検討している企業も増えているのではないのでしょうか。他社動向を見つつ、というのが定石ではありますが、株主総会が持つ対話の場・情報提供の場としての意義を重視する観点から、バーチャル総会の導入が加速することが見込まれます。乗り遅れることのないように、準備を整えておくことが肝要です。

(注)

1 <https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/tvdivq0000007jz-att/press202204.pdf>

2 調査対象：2022年3月期の東証内国上場会社2,301社(プライム市場、スタンダード市場及びグロース市場上場会社)。回答社数：1,771社(全市場の76%、プライム市場の80%(1,004社)、スタンダード市場の74%(680社)、グロース市場の62%(87社))

3 企業内容等の開示に関する内閣府令の平成21年改正により、定時株主総会に報告前の計算書類及び事業報告を添付すれば、総会前でも有価証券報告書提出することができるようになりましたが、現在も、定時株主総会開催後に提出している企業が圧倒的多数です(EY新日本有限責任監査法人の調査では2021年3月31日決算の会社2346社中、総会前提出は27社(1.2%)にとどまります。

4 ①プライム市場、②スタンダード市場、③グロース市場の前年比は、それぞれ、昨年調査における、①市場第一部、②市場第二部とJASDAQスタンダードの合計、③マザーズとJASDAQグロースの合計との比較

食品添加物の不使用方法に関するガイドライン



弁護士 高橋 誉幸

1 ガイドラインの公表に至る経緯及び概要

食品添加物は、食品表示法に基づく食品表示基準により、その表示方法が規定されています。しかし、食品表示基準上、食品添加物が不使用方法である旨の表示（以下「食品添加物の不使用方法」といいます。）に関する特段の規定はなく、これまで、食品関連事業者等¹が容器包装に、任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行ってきました。その弊害として、健康志向や食の安全への意識や高まりがある中で「無添加食品は健康で安全」というイメージが独り歩きすると、添加物が入った食品の安全性が逆に疑われかねず、また、「無添加」「不使用」等の表示が消費者に正確な情報を提供するものではなく、誤認を与えるものであったとすると、消費者が誤った商品選択を行ってしまう場合も生じます。そこで、食品添加物の不使用方法が、どのような場合に、食品表示基準第9条第1項第1号、第2号及び第13号に規定する表示禁止事項に該当するのかが明確にすべきという声が高まっていました。

消費者庁は、景品表示法をはじめとする各種表示規制を所管し、近時は、食品の表示に関しても積極的な取り組みを行っていますが、その取り組みの一つとして、平成31年4月から令和2年2月まで、「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」²を取りまとめるとともに、同報告書において、食品表示基準に規定された表示禁止事項該当性についてメルクマールを示すガイドラインの策定が提案されたことを受け、令和3年3月から令和4年3月までさらに検討を進めて、令和4年3月30日、「食品添加物の不使用方法に関するガイドライン」³（以下「本GL」といいます。）を公表しました。

本GLでは、現在、実際に行われている表示の中で、食品関連事業者等が注意すべき食品添加物の不使用方法を10パターンに類型化し、さらに、各類型のうち、現時点で食品表示基準が定める表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を取りまとめています。

2 各類型の概要と表示禁止事項に該当するおそれが高い表示

類型1 無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示

対象を明示せず単に「無添加」とだけ表示をすると、何を添加していないのかが不明確であり、消費者自らが「添加さ

れていない物」を推察することになる。しかし、そこで推察した内容が事業者の意図と異なる場合には、消費者が誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれが高い。

類型2 「無添加」や「不使用」とともに、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示

食品表示基準等では、原則として、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず全て表示することが求められているほか、「天然」やこれに類する表現の使用は認められていない。そのため、「人工」「合成」「化学」「天然」等の用語を用いた食品添加物の表示は適切とはいえず、消費者がこれらの用語に悪いまたは良い印象を持っている場合、「無添加」や「不使用」とともに用いることで、消費者は実際のものより優良または有利であると誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれが高い。

※例 「人工甘味料不使用」

類型3 法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への「無添加」や「不使用」の表示

食品添加物に関する法令において使用が認められていないため、そもそも当該食品添加物が使用されることはない旨を知らず、かつ、当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、当該商品が不使用方法のない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、消費者は実際のものより優良または有利であると誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれが高い。

※例 清涼飲料水への使用が禁止されている「ソルビン酸」を「不使用」と表示

類型4 「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示

消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、かつ、「不使用」と表示されている食品添加物と、それと同一機能、類似機能を有する食品添加物の違いが表示において分からない場合、消費者は、当該商品のほうが、当該不使用と表示された食品添加物を使用している商品よりも優れていると読み取り、消費者が実際のものより優良または有利であると誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれが高い。

※例 日保ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示

類型5 「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、
〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している
食品への表示

消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと
考えている場合で、かつ、社会通念上食品であるとは考えら
れないもので代替されていると認知しない場合、消費者は、
当該商品が食品添加物を使用した商品よりも優良または有利
であると誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれ
が高い。

食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品
との科学的な同一性が失われている場合には、社会通念上、
当該食品で代替することと同一であると考えすることはでき
ないが、それにもかかわらず、特定の成分のみが抽出された食
品で食品添加物に代替する場合は当てる。

※例 原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食
品に、添加物としての調味料を使用していない旨を表示

類型6 「無添加」や「不使用」を健康や安全の用語と関連
付けている表示

食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損
なうおそれのない場合に限り国が使用を認めているもので
ある。そのため、事業者が独自に健康及び安全について科学
的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であ
り、消費者が実際のものより優良または有利であると誤認し
うるため、禁止事項に該当するおそれが高い。

※例 体に良いことや安全であることの理由として「無添加」
や「不使用」を表示

類型7 「無添加」や「不使用」を健康や安全以外の用語（お
いしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等）と
関連付けている表示

おいしい理由として食品添加物の不使用表示をする際に、
おいしい理由と食品添加物を使用していないこととの因果関
係を説明できない場合には、消費者は実際のものより優良又
は有利であると誤認しうる。また、商品が変色する可能性の
理由として着色料不使用を表示する際にも、変色と着色料の
用途との関係について説明ができない場合には、消費者が内
容物を誤認しうる。そのため、このような場合には表示禁止
事項に該当するおそれが高い。

類型8 消費者が、通常、当該食品添加物が使用されてい
ることを予期していない食品への「無添加」や「不使用」
の表示

同種の製品で一般的に食品添加物が使用されることがない
ため、通常、消費者が食品添加物の使用を予期していない場
合、当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者
は、特に、当該商品は「不使用」表示がない商品よりも優れ
ている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより
優良または有利であると誤認しうるため、表示禁止事項に該
当するおそれが高い。

※例 同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、か
つ、食品元来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と
表示

類型9 加工助剤、キャリアオーバーとして食品添加物が使
用されている（または使用されていないことが確認できな
い）食品への「無添加」や「不使用」の表示

食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造・
加工の過程まで確認を行うことが必要であり、一括表示外で
あっても、確認結果に基づいた表示を行わない場合、消費者
が内容物を誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれ
が高い。

※例 原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保
存料不使用」と表示

類型10 「無添加」や「不使用」の文字等が過度に強調さ
れている表示

表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれ
があるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強
調して不使用表示を行うことや、一括表示欄における表示と
比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語など
を用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上
の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く
使用していないという印象を与える場合、消費者が内容物を
誤認しうるため、表示禁止事項に該当するおそれが高い。

3 ガイドラインを受けた対応

実際に表示禁止事項に該当する場合はケースバイケースで判
断されるものの、本 GL は、食品関連事業者等が消費者に対
して正確な情報提供を行うための指標となるものです。また、
消費者庁は、本 GL の公表後 2 年程度（令和 6 年 3 月末）
の間に、食品関連事業者等が本 GL を用いて速やかに表示の
点検を行い、必要に応じて容器包装の切替えを行うことを求
めていますので、食品関連事業者等は、本 GL を踏まえて、
速やかに容器包装の見直し等を検討する必要があります。

(注)

1 ①食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸
入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食
品の販売を業とする者（「食品関連事業者」）、②そのほか、食
品の販売をする者を指す（食品表示法 2 条 3 項）。

2 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_003/pdf/food_labeling_cms101_200331_01.pdf

3 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_25.pdf

「転嫁円滑化施策パッケージ」と公正取引委員会の対応



弁護士 富山 聡子

1 転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日、昨今の原油価格の高騰や円安の進展に伴い原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が予想されることを踏まえ、内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられました¹。成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分について適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得て、賃上げの原資を確保できるよう、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めるなど、政府横断的転嫁対策に取り組んでいくものです。

大きな柱として、①政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設（内閣府）、②価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化（公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁）、③労働基準監督機関における対応（厚生労働省）、④公共調達における労務費等の上昇への対応（デジタル庁、経済産業省、厚生労働省等）、⑤公共工事事品質確保法等に基づく対応の強化（国土交通法）、⑥景品表示法上の対応（消費者庁）、⑦大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処（公正取引委員会）、⑧パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化（中小企業庁、経済産業省等）、⑨関係機関の体制強化（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を掲げており、さらに⑩今後の検討課題として、「優越的地位の濫用に関する独禁法上の考え方」の改正（公正取引委員会）を挙げています。

2 公正取引委員会における課題

(1) 転嫁円滑化施策パッケージにおける具体的な取り組み

上記のうち、②法執行の強化については、公正取引委員会や中小企業庁の果たすべき役割が大きと言えますが、このうち公正取引委員会について、転嫁円滑化施策パッケージで挙げられている具体的な取り組みは以下のようなものです。

ア 価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。関係省庁連絡会議を内閣官房に設置し、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①関係

省庁からの情報提供や要請を受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」をHPに開設し（1月26日設置済）、広範囲に情報提供を受け付ける。

・年度末までの情報に基づき6月までに事例、実績、業種別状況等について報告書を取りまとめ、その後、事業者団体を通じた参加企業への自主点検の要請や、重点立入業種を毎年3業種ずつ定めた立入調査を実施する。

イ 独占禁止法の適用の明確化（公正取引委員会）

・下請法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独禁法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを明確化、周知徹底する。

ウ 独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

・労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種（3月30日選定済²）について、新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施。関係事業者に対し、立入調査の実施や、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

エ 下請代金法上の「買ったたき」に対する対応（公正取引委員会）

・労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化（具体的な対応は次項記載のとおり）し、相談体制の強化のため、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を図る。

・親事業者への立入調査の件数を増やすなどの取締りを強化し、再発防止が不十分な事業者に対しては取締役会決議を経たうえで改善報告書の提出を求める。

・違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去の措置実績や関係省庁が提供する情報などを一元的に管理できる情報システムを公正

取引委員会において新たに構築する。

(2) 優越的地位の濫用未然防止にかかる体制強化等

また、公正取引委員会では、優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、必要な是正措置を講じてきたところですが、⑨関係機関の体制強化策として、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、体制強化を図っています（2月16日設置済）。

さらに、⑦大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処として、「スタートアップとの事業連携に関する指針」にのっとり、新たに下請法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引に関する調査を実施し、問題ある事案については、関係事業者に対し、立入調査の実施や自主的な検証・改善への取組を促進するため、具体的な懸念事項を明示した文書を送付することとしています。

3 公正取引委員会における取組状況³

上記各課題について、公正取引委員会では順次取組みを進めていますが、主な動きは以下のとおりです。

(1) 「違反行為情報提供フォーム」の設置、下請法ガイドラインの改正等

本年1月26日に、公正取引委員会（及び中小企業庁）のウェブサイト上に「違反行為情報提供フォーム」を設置したほか、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正しました。また、同時に、下請法Q&Aへの追加を行っています。

新たに「買ったたき」に該当する旨明確化された行為は以下のとおりです⁴。

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(2) アクションプランの策定

公正取引委員会は、令和3年9月8日、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し（同年11月24日改訂）ていましたが、さらに転嫁

円滑化施策パッケージを踏まえ、本年3月30日に新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととしました⁵。

その内容は、おおむね転嫁円滑化施策パッケージに即したものとなっており、①独禁法の執行強化、②下請法の執行強化、③価格転嫁円滑化スキームの各項目について、転嫁円滑化施策パッケージに即した対応のほか、従前より情報収集の取組強化を進めてきた荷主と物流事業者との取引の実態に関する書面調査の結果を6月までに取りまとめることを内容としており、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独禁法・下請法違反行為について、厳正に対処することを目標としています。

(3) 関係各所への働きかけ等

公正取引委員会の取組について、発注側の大企業や、受注側の下請中小企業を含め、取引の当事者となる事業者への周知を徹底するため、本年2月以降、経団連、経済同友会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、また、地方の経済団体といった団体との意見交換の場を設け、傘下の団体や会員企業等に周知を行うよう働きかけを行っているとのことでした。

また、本年4月28日に、昨今のウクライナ情勢の影響によるエネルギー価格や原材料費の一層の高騰やその長期化を受け、経済産業大臣と公正取引委員会委員長の連名で、適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について、関係事業者団体代表者宛に傘下団体への周知を要請しています⁶。その中で、特に直近で急激に価格が上昇している原材料等を使用して製品等を製造している下請事業者に対し、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行ってほしい旨、さらに踏み込んだ対応を求めています。

4 各社における対応等

目下の対応としては、下請法ガイドラインの改正を踏まえておく必要があります。

「買ったたき」に該当しないためには、従前どおり、取引価格の設定について、誠実に下請事業者と協議すべきことはもちろんですが、この改正により、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等、下請事業者のコストが上昇する局面にある場合は、その上昇分を取引価格に反映させるべきか否か、明示的に協議内容に含めるべきことが明らかになりました。また、下請事業者側から、コストの上昇を理由に取引価格の引き上げの要請があり、親事業者側は、それに応じない場合には、その理由を書面や電子メール等で回答する必要がありますが、仮にその回答内容に合理性がないとすれば、下請事業者としては、当該書面をもって公取委等への相談がしやすくなるでしょうし、違反行為情報提供フォームによる情報提供も考えら

れるところですが、親事業者が、下請事業者側からの要請を拒否すべく、書面等で回答する場合には、客観的に合理的な理由かどうかを十分検討する必要があると考えられます。

また、下請法の適用のない取引についても、コストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独禁法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることについては、転嫁円滑化施策パッケージでも触れられているとおりですし、今後、優越的地位ガイドラインの改正も検討課題となっていることからすれば、下請法ガイドラインに即した対応をとっておく必要があると考えられます。

なお、通常の価格改定時期に先立ち、下請事業者からの要請があった場合にも、同様の対応をすることが望ましいと言えます。

(注)

1 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html

2 総合工事業、食料品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、広告業、その他の事業サービス業の22業種が選定されています。

3 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに関する公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

4 公正取引委員会HPに掲載された「よくある質問コーナー(下請法)」に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが下落した場合に、下請事業者のコストが減少したことを理由にあらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことは下請代金の減額に該当することなどが追加されています。

5 (令和4年3月30日)「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html

6 (令和4年4月28日)「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428007/20220428007-1.pdf>

連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第10回 事業担保制度の導入 / 事業担保権の対抗要件

弁護士 野村 祥子



弁護士 腰田 将也



法制審議会担保法制部会第10回会議では、「事業担保制度の導入」について意見交換がなされました。

1 事業担保制度の意義

事業担保制度は、事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保制度、とされています。文字だけ見るとイメージが湧きづらいですが、例えばある会社がA事業を営んでいるとして、金融機関がA事業のために融資をすることになった、そこでA事業全体に担保を設定し、担保を実行する場面では、A事業に属する個別の財産だけではなく、A事業全体(ここに、どこまでの範囲が含まれるかは後述のとおり議論があります)が一体として処分(譲渡)の対象になる、というような担保が想定されています。

現行法でも、企業設備を一体として把握してこれに担保を設定する制度である財団抵当制度や、会社に属する総財産について担保権者が優先弁済権を有するとする企業担保権などの制度がありますが、前者は利用できる事業が限定されてい

る等の理由により、後者は被担保債権が社債に限られる等の理由により、いずれも活用されていません。

そこで、いわゆるプロジェクトファイナンスの場面や、個別資産を持たない事業者やベンチャー企業へのファイナンスの場面などで活用できないか、として、この事業担保制度の導入が議論されました。

2 事業担保制度にかかる議論の状況

事業担保制度は、事業全体に担保を設定するということから、①被担保債権に比して担保目的財産が過大になる可能性があり、このような過剰担保の状態になったとき、担保目的財産の余剰価値を活用できないという不都合がある(第三者に担保設定して新たに融資を受けることができなくなる等)、②担保目的財産が債務者財産の大部分を占める場合には担保権者の債務者に対する支配が強くなりすぎる、③事業価値を形成してきたステークホルダーとは無関係に事業価値分の弁済が担保権者のみに充てられてしまう、④事業価値が下落す

る前に担保実行できるようにするため、融資契約において期限の利益の喪失事由が広めに設定されるおそれがある、等の批判がなされています。

また、仮に事業担保制度を導入する場合でも、以下のような論点の検討が必要になる、とされています。

(1) 事業担保権者となり得る者の範囲や資格を限定すべきか
過剰担保、経営権の不当な剥奪、経営介入などが考えられるため、業態による制限をかける、あるいは登録制にする、などの案も提唱されています。

(2) 設定者となり得る者の範囲や資格を限定すべきか
事業者に限定する、あるいは事業者の中でも大企業などに限定する、SPC あるいは一定の認定機関の認定を受けた主体に限定する、などの案が挙げられています。

(3) 事業担保権の対象となる財産の範囲をどう考えるか
設定者が複数の事業を行っている場合に事業単位で設定することができるものとするか、ある事業のために一体として利用される財産のうち担保権の目的とするものを当事者が選択することができるものとするか、事業担保権の目的財産となるものに限定を付するか、などが問題になり得るとされています。

3 事業担保権の対抗要件

事業担保権については、登記を対抗要件とすることが想定されており、具体的には、企業担保法と同様に商業登記簿に記録する方法や、新たな登記制度を設ける方法が提案されています。事業担保権と他の約定担保権との優劣関係に関しては、事業担保権が設定されている財産に対しては個別の約定担保権の設定を禁止する考え方もありますが、部会では、個別の約定担保権の設定を認めたとうえで、対抗要件としての登記の先後により決する方向での議論がなされています。

また、事業担保制度は、前述のとおり、事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とするため、引当財産がなくなることによって他の一般債権者が害されることも想定され、一定の範囲で一般債権者を優先させることも議論されています。この点、事業担保権の実行手続は、裁判所が選任した管財人によることが想定されているようですが、譲渡担保権の実行前に発生し未払いのままとなっている債務については、裁判所又は管財人の判断で、事業の継続・事業価値の維持に必要な範囲で随時弁済を認める考え方が示されており、配当の場面においては事業担保権の優先弁済的効力を制限して一定の債権を優先させるという考え方（金融債権を除く全ての商取引債権を優先させるという考え方や、事業価値の維持向上に直接影響する債権や保護の必要性の高い債権を優先させるという考え方など、複数の方向性があり得ます。）が示されています。なお、譲渡担保権の実行後に発生した債務（実行後に管財人が締結した契約に基づく債務、賃料債権、労働債権など）は、事業価値を維持するために必要な負担で

あるため、被担保債権の弁済に先立って管財人が随時配当手続外で弁済することができるとしても差支えないものとされています。

さらに、事業担保権は事業を継続することによって生じる収益を担保に取ろうとするものであるため、事業を継続して収益をあげるためにも、設定者に対し、在庫の処分や設備の入れ替え等の処分権（及び債務の弁済）を一定の範囲で認める必要があるのではないか、という議論もなされています。

しかし一方で、設定者が担保権者を害するような処分を防止する必要もあることから、設定者には「通常の営業の範囲内」でのみ処分権を認めるという考え方も示されています。

そのほかにも、設定者の一般債権者が事業担保権の及ぶ財産を差し押さえた場合に事業担保権者の保護をどのように図るべきか（事業担保権者に強制執行の不許を求める第三者異議の訴えを認めるべきか否か）や、事業担保権の被担保債権について個人保証を認めるべきかどうか、についても議論がなされています。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

4月8日、中小企業の事業再生等に関する研究会「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q & Aの改訂について¹

当事務所の中井康之弁護士もその委員となっている「中小企業の事業再生等に関する研究会」（座長：小林信明弁護士。事務局は全国銀行協会）が2022年3月に策定・公表した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に関し、同年4月1日にQ&Aが公表されていましたが、国税庁への照会結果を踏まえて同Q&Aが改訂されました。

国税庁からは、ガイドラインに則った手続きにおいて金融機関等が債権放棄等をした場合、金融機関等は原則として損金算入が可能である等の見解が示されています。

同ガイドラインは、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項が定義するもの。個人事業主を含む）を対象とし、(1)「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、(2) 中小企業の金融債務を対象とする新しい準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めるものです。

中小企業の事業再生等のための私的整理手続は再生型私的整理手続と廃業型私的整理手続に分かれ、いずれの手続きに

おいても第三者である支援専門家が関与することとなっています。また、従来の私的整理ガイドラインと比べて、経営者の退任をガイドライン利用の必須条件としない等、中小企業の規模や特性に着目した内容となっています。

同ガイドラインは、中小企業と金融機関が果たすべき役割を明確化し、中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方を示すこと（上記（1）が該当）及び新型コロナウイルス感染症による影響からの脱却も念頭に置きつつ、より迅速かつ柔軟に中小企業が事業再生等に取り組めるための手続きを定めること（上記（2）が該当）を目的としています。同ガイドラインの活用、特に（2）の新たな私的整理手続の活用が実務上どのように広まっていくのか注視するとともに、事業再生等を専門分野の1つとする当事務所においても、中小企業事業再生支援や廃業支援のメニューの1つとして活用を検討していきます。

(注)

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n040802/>

日本監査役協会 4月25日 改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点—公益通報対応業務従事者制度との関係を中心に—¹

改正公益通報者保護法のもと、事業者は公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）を指定する義務を負います（従業員数が300人以下の事業者においては努力義務にとどまります）。一方、大企業を中心に、監査役、監査委員、監査等委員（以下「監査役等」という。）が、経営幹部が関与しているもの等一定の内部通報に対し、通報窓口や調査実施者として関与する制度を構築している例が見られます。

本資料は、日本監査役協会が、従事者の指定につき、監査役等の権限・責任との関係についてどのように整理すべきか、監査役等としてどのような事項に留意すべきか（特に、監査役等が従事者の要件に該当するか）を、消費者庁に照会を行った結果を踏まえて整理したものです。

内部通報に関する情報が監査役等に対し定期的に報告され

る体制が構築されており、通報者特定事項も含む形で監査役等への報告がなされている場合、監査役等も従事者に該当する等（QA2-1-1）、参考になる考え方が示されています。

一方、監査役等が通報対象事実の是正に向けた措置までも実施することがありうるかのような記載（Q1-2-1）がありますが、この点は、監査役が業務執行を行えない点との整合性が問題になりうるように思われます。

(注)

1 <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2785/>

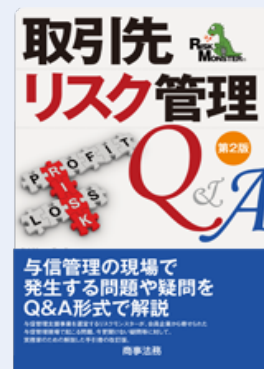
書籍のご紹介

当事務所田邊愛弁護士が監修者の1人となった「取引先リスク管理 Q&A 第2版」がこのたび商事法務様から出版されました。

<https://www.shojihomu.co.jp/publication?publicationId=17860888>

同書は、与信管理支援事業を運営するリスクモンスター株式会社が、会員企業から寄せられた与信管理現場の問題、今更聞けない疑問等に対してQ&A形式で解説した実務家のための手引書で、2014年の第1版を大幅にアップデートし、コンプライアンスチェック、電子契約、民法改正、DXに関する解説を追加しております。田邊弁護士も、債権管理・回収の実務で培った経験をもとに監修を行いました。

与信管理から回収の現場まで実践的な解説を盛り込んだ1冊となっております。



リスクモンスターデータ工場 著作
定価：2530円（2300円＋税）
発売日：2022/5

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp
WEB：www.dojima.gr.jp